

信州大学総合人文社会科学研究科心理教育相談室 令和2年度業務内容のあらまし

1 心理教育相談室規則・心理教育相談室運営委員会規則

信州大学総合人文社会科学研究科心理教育相談室内規

(趣旨)

第1条 この内規は、信州大学大学院総合人文社会科学研究科規程（令和2年信州大学規程第325号）第5条の規定に基づき、信州大学大学院総合人文社会科学研究科（以下「研究科」という。）に置く心理教育相談室（以下「相談室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 第2条 相談室は、心理臨床に関する高度専門職業人養成のための教育訓練を行うとともに、心理臨床に関する地域からの相談（以下「相談」という。）に応えるため、心理臨床における実践的な教育及び研究の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 相談にすること。
- 二 心理臨床及びその周辺領域に係る学術調査・研究並びにその発表と刊行に関するここと。
- 三 臨床心理学の実践的活動とそれに基づく理論の体系化に関するここと。
- 四 研究科総合人文社会科学専攻心理学分野臨床心理学コース（以下「臨床心理学コース」という。）の臨床心理実習の指導に関するここと。
- 五 学校及び地域社会等へのコンサルテーションに関するここと。
- 六 その他相談室に必要な業務に関するここと。

(組織)

第4条 相談室は、次の各号に掲げる者を置く。

- 一 相談室長
- 二 相談員
- 三 相談研修員
- 四 その他の職員

(運営委員会)

第5条 相談室に、相談室の運営に関する重要事項を審議するため、信州大学大学院総合人文社会科学研究科心理教育相談室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(相談室長)

第6条 相談室長は、相談員の互選により定め、研究科長が委嘱する。

2 相談室長は、相談室の業務を掌理する。

3 相談室長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 相談室長に欠員を生じた場合の後任の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員)

第7条 相談員は、次の各号に掲げる者のうち、相談に関する学識及び経験を有する者をもって充てる。

一 研究科総合人文社会科学専攻に所属する専任教員

二 研究科長又は副研究科長が特に必要と認めた者

2 相談員は、運営委員会の推薦に基づき、研究科長が委嘱する。研究科委員会は、研究科長の求めに応じて、審議し、意見を述べることができる。

3 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談研修員)

第8条 相談研修員は、臨床心理学コースに在籍する学生をもって充てる。

2 相談研修員は、相談員の指導を受け、相談員が行う業務の補助をする。

(相談の種類)

第9条 相談室は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる相談を行う。

一 初回面接

二 繼続面接

三 遊戯療法・行動トレーニング

四 保護者面接

五 家族面接

六 集団面接

七 コンサルテーション

八 心理査定

九 個人スーパーヴィジョン

(相談の実施)

第10条 相談は、研究科の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、行うことができる。ただし、相談室長を含む相談員2名以上の合議に基づき、相談室運営に著しい支障をきたすと判断される場合には、相談を中止することができる。この著しい支障をきたすと判断される場合については別に定める。(相談の申込み)

第11条 相談を申し込もうとする者は、所定の申込書を相談室長に提出し、その承認を得なければならない。

(相談料金)

第12条 前条の承認を得た者は、相談の種類に応じ、信州大学諸料金規程（平成16年信州大学規程第111号）第2条に規定する相談料金を納付しなければならない。

(事務)

第13条 相談室に関する事務は、教育学部事務部において処理する。

(その他)

第14条 この内規に定めるもののほか、相談室に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。研究科委員会は、研究科長の求めに応じて、審議し、意見を述べることができる。

附則

- 1 この規則は、令和2年9月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この内規施行の際、現に信州大学大学院教育学研究科心理教育相談室内規第4条に規定する相談室長及び相談員である者は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、引き続き相談室長及び相談員としてその任期を継続する。

信州大学大学院総合人文社会科学研究科心理教育相談室運営委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、信州大学大学院総合人文社会科学研究科心理教育相談室内規（令和2年9月10日総合人文社会科学研究科代議員会決定）第5条第2項の規定に基づき、信州大学大学院総合人文社会科学研究科心理教育相談室運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 信州大学大学院総合人文社会科学研究科心理教育相談室（以下「相談室」という。）の運営に関すること。
- 二 相談室の事業計画に関すること。
- 三 相談室の予算及び決算に関すること。
- 四 相談料金に関すること。
- 五 その他相談室の運営に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 相談室長
- 二 信州大学大学院総合人文社会科学研究科総合人文社会科学専攻に所属する専任教員のうちから選出された者3人
- 三 その他相談室長が必要と認める者若干名

- 2 前項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第1項第2号に規定する委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、相談室長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年9月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 令和2年度心理教育相談室構成員

相談員：上村恵津子、奥村真衣子、島田英昭、下山真衣、高橋知音（室長）、高橋 史、田中 敏、茅野理恵、永松裕希、水口 翔、宮地弘一郎、三和秀平、向井秀文

相談室研修員：M2 教育学研究科臨床心理学専修大学院生、M1 総合人文社会科学研究科心理学分野臨床心理学コース大学院生

M2：池邑榛香、猪股由衣、小川晴陽、亀山奈生、小林広和、竹内亜梨沙、塚本真帆、宮下 彩、柳内桃代

M1：青木理咲子、赤羽美柚、井下七海、新谷里菜、新村くるみ、西澤明里、林 茜、横澤侑奈

事務：高柳正恵

3 令和2年度心理教育相談室運営委員会構成員

高橋知音（室長）、篠田直子、高橋 史、茅野理恵、水口 崇

4 心理教育相談室の業務

(1) 相談業務

① 外来クライエントに対する相談

相談受付は平日の午前10時30分から午後14時30分まで。受付電話番号は、026-238-4038。面接は月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前9時から午後17時まで行っている。

② 相談受理および面接展開

次のステップで進める。

- a. 原則として心理教育相談室にて、事務局がクライエントからの電話申し込みにて相談を受けつける。その際「1週間程度で心理教育相談室から返事をする」と応える。
- b. その後、事務局から相談員に受諾またはスーパーバイズの可否を問い合わせる。
- c. スーパーバイズが可の場合、相談室研修員にスーパーバイザーを連絡し、受諾の可否を問い合わせる。相談担当者は直接相談申込者に連絡をし、面接設定を行う。なお相談担当者が相談室研修員（大学院生）の場合は、原則としてインタークは相談室研修員陪席下でスーパーバイザーが行い、次回からどのような形態で相談をするかを面接申込者と話し合い決める。
- d. その結果、相談の形態は次の4つの形態になることが予想される。
 1. 相談員が直接相談を担当する。
 2. 相談室研修員がスーパーバイザーについて相談を担当する。
 3. 相談員と相談室研修員が同時に面接を担当する（例：親子並行面接の場合、相談員が保護者の相談を受け、相談室研修員が子どもの遊戯療法を担当する）
 4. 学部長により相談員として委嘱された上記相談員以外の臨床心理相談に関する学識及び臨床経験を有する者が直接相談を担当する。

③ 相談料金

初回面接・家族面接等が3,000円、継続面接等が2,000円、心理検査が1,000円～3,000円とする。

(2) 教育業務

① 総合人文社会科学研究科心理学分野臨床心理学コース在籍の大学院生に対する研修

臨床心理士養成ならびに公認心理師養成カリキュラムに沿って、相談研修員（臨床心理学コース在籍の大学院生）に対する教育研修を行う。具体的には、相談研修員は毎月1回程度実施する事例検討会への参加、および個別のスーパービジョンを受けることにより教育研修を深める。

(3) 地域への成果の還元

①『信州心理臨床紀要』の発行

心理教育相談室の成果を公刊し、他大学心理教育相談室および相談機関に送付する。このとき送付先の大学相談室発行紀要の送付を依頼する。紀要の交換により、他大学相談室および相談機関との交流・連携を図っていく。当面、『信州心理臨床紀要』は年1回とする。そのため編集委員会を設置する。編集委員長のもとで、編集計画、執筆依頼、出版に関する実務、講演の記録・編集〔相談室研修員が担当〕、校正〔執筆者に依頼〕等の業務を進める)。編集委員長は心理教育相談室関係教員の互選により決める。当面その任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(4) 広報活動

①「心理教育相談室」ホームページの運営

以下のURLにおいて運営を行っている。

<http://psychology.shinshu-u.ac.jp/soudan/>

5 連絡先

信州大学総合人文社会科学研究科心理教育相談室

380-8544 長野市西長野6一ロ

電話：026-238-4038

メール：e-sodan@shinshu-u.ac.jp

URL：<http://psychology.shinshu-u.ac.jp/soudan>

(文責 高橋知音)